

静岡県告示第686号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月9日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「しずおか焼津信用金庫田中支店」を「しずおか焼津信用金庫藤枝中央支店田中出張所」に改める。

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行有玉支店の項所在地の欄中「東区有玉北町1154番地の3」を「中区上島2丁目24番12号（上島支店内）」に改める。

2の(2)のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中

「みずほ銀行静岡支店」を 「みずほ銀行静岡支店
みずほ銀行三島支店」 に改める。

2の(2)のウの表スルガ銀行株式会社三島支店の項所属の公金収納店の欄中「みずほ銀行三島支店」を削る。

2の(3)のエの表株式会社みずほ銀行三島支店の項所在地の欄中「三島市本町3番38号」を「静岡市葵区追手町8番1号（静岡支店内）」に改め、同表中「しずおか焼津信用金庫田中支店」を「しずおか焼津信用金庫藤枝中央支店田中出張所」に改め、同表静岡信用金庫折戸支店の項所在地の欄中「折戸1丁目9番6号」を「万世町2丁目10番19号（清水支店内）」に改める。

附 則

この告示は、令和2年10月12日から施行する。